

1 章 庁舎整備検討の経緯と必要性

1.1. 庁舎整備に関する検討の経緯

庁舎整備に関する検討の経緯を以下に示す。

時期		内容
平成16年度	3月	<ul style="list-style-type: none">○合併協定書に調印 新市の事務所の位置について 「現在の玉穂町役場、田富町役場及び豊富村役場は、既存施設の有効活用の観点から、当分の間は、機能を分散した分庁舎として活用し、新市の事務所の位置は、暫定的に中巨摩郡田富町臼井阿原301番地1（現在の田富町役場）とする。 新たな庁舎建設については、交通事情や他の官公署との関係など市民の利便性等を考慮する中で、新市の中心部に建設する。」
平成17年度		<ul style="list-style-type: none">○新市建設計画を策定 市庁舎について、合併協定項目と同様の表記で計画に位置付ける。
	2月	<ul style="list-style-type: none">○中央市誕生
平成19年度	3月	<ul style="list-style-type: none">○第1次中央市長期総合計画を策定 「行政運営の効率化—公共施設の体系的な見直し」として、「新庁舎の方向性についても検討する」と計画に記載する。
平成22年度		<ul style="list-style-type: none">○中央市庁舎に関する内部検討委員会設置 市民による庁舎検討委員会の設置に先立って、庁舎内で必要と思われる項目についての調査・検討を行う。11月、内部検討報告書を作成。
平成23年度		<ul style="list-style-type: none">○中央市庁舎に関する市民検討委員会設置 学識経験者、自治会・各種団体代表、公募委員等13名で構成。 11月までに計6回の会議を開催。12月には「中央市庁舎に関する提言書」を市長に提出。 提言書の要旨として、「現在の分庁方式と庁舎統合の合理性を比較検討する限り、効率的な行政運営を図るためにには、（いずれかの庁舎に増築することを前提とした）「1本庁舎2支所体制」を構築すべきであるとの方向で意見の一一致を見た」としている。
平成24年度	3月	<ul style="list-style-type: none">○第1次中央市長期総合計画後期基本計画を策定 「市庁舎のあり方については、市民検討委員会の答申を踏まえ、既存の庁舎を増改築することを前提とした「1本庁舎2支所体制」について、市民サービスの維持向上、人的・財政的効率化など、総合的な視点から具体的な検討を行う」と記載する。
	3月	<ul style="list-style-type: none">○中央市庁舎整備基本構想策定に係る基礎調査報告書を作成 市庁舎整備基本構想等の策定に向けた資料とするために、市の概要と現在の3庁舎に関する基礎的データを収集、整理した。
平成25年度	3月	<ul style="list-style-type: none">○中央市庁舎整備基本構想を策定 中央市庁舎に関する内部検討委員会において、これまでの庁舎整備に関する調査、検討結果を基に、施設規模、施設配置図等、各庁舎ごとのより具体的な構想案をまとめる。

1.2. 庁舎整備の必要性

庁舎整備の必要性を以下に示す。

1) 合併協定書に基づく行政組織体制の確立

自己決定、自己責任の本格的地方分権時代を迎えるにあたり、平成の大合併はその最大の対応手段として、本市誕生のきっかけにもなっている。

しかしながら、合併後に採用している現在の分庁方式は、その地方分権への対応の意味からも、また、合併協定書にも明記のとおり、暫定的措置である。

本市の将来像「実り豊かな生活文化都市」の実現に向けて、また、国の合併支援措置終了後における行財政改革の切り札としても、合併協定書とその後の各種行政計画に基づく、行政組織体制の確立時期を迎えており、今後もこの方向で推進していく方針である。

2) 市民サービスの質的向上

現在の分庁方式は、田富庁舎に議会、総務、教育の各関連部門、玉穂庁舎に市民、保健福祉、建設の各関連部門、豊富庁舎に農政観光部門と、行政機能を3庁舎に分散させている。

各庁舎には窓口課を設置し、日常の一般的な手続きについて対応しているが、手続きの内容によってはその業務範囲を超えることもあり、市民は他の庁舎へ出向く必要がある。

行政には、多様化する市民ニーズに対し、組織内の連携と意思決定の迅速化を図り、総合的且つ最善のワンストップサービスを提供する責任がある。

行政機能を集約した統合庁舎は、市民サービスの質的向上を、根底から図るために拠点としても位置付けられる。

3) 増設による簡素で効率的な行政運営

庁舎のあり方について検討するため、平成23年度に設置した中央市庁舎に関する市民検討委員会において、現在の分庁方式と庁舎統合の合理性を比較検討した総合的な評価の結果、「分庁方式」より「庁舎統合」の方が、15の検討要素のうち、(市民の利便性、中長期的維持管理コスト等)11項目の評価が高いという結果となり、結論として、効率的な行政運営を図るために「庁舎統合」を推進し「1本庁舎2支所体制」を構築すべきであるとしている。

また、現在の3庁舎のいずれの場所に増改築するか新築するか、あるいは新たな用地を確保して新築するかの判断については、現在の社会経済情勢や市の財政状況、将来の道州制の進展による更なる合併の進展の可能性、現有庁舎の耐用年数・耐震性が充分確保されているなどの理由から、費用対効果が低く整備事業費縮減も期待できないので「新築する必要性はない」と結論づけている。

4) 防災拠点施設としての機能整備

平成 23 年の東日本大震災や、平成 26 年の雪害、また、全国で発生している大規模な自然災害など、これまでに経験したことのないような災害に対しても、行政は市民の生命と財産を守るために、市庁舎に災害対策本部を設置・運営し、速やかな災害情報の把握と伝達を行い、消防団、自主防災組織等と連携して災害対策にあたり、復旧、復興を行う。

統合庁舎は、そのすべての過程の拠点であり、防災拠点施設として、市民の安全・安心な暮らしを支える機能を検討し、庁舎機能と業務の継続性を確保する必要がある。

5) 長期的に見た効果的財政負担の軽減

現在の分庁方式は、庁舎建設コストに投資をしていないため、短期的には経費が抑制されているが、長期的には 3 庁舎の維持管理費、老朽化に伴う多額の修繕費等の財政負担が積み重なるほか、いずれ 3 庁舎の建て替えという財政的にも非常に大きな問題に直面する。

合併特例債※は、合併した自治体が庁舎整備の財源としても広く活用している財政的に非常に有利な起債であり、本市においては平成 32 年度までに合併に伴う真に必要な事業に充当することで、対象となる事業費の約 3 割の負担で事業を行うことができる、財政的にも大変有利な制度である。

この時期を見送ることは、次の庁舎の建て替えに要する費用は、全額市の負担で行うことであり、合併特例債を活用できるこの時期に庁舎整備を行うことは、限りある財源を、効果的に市民サービスへと向けることでもある。

※合併特例債：

統合庁舎の整備に必要な費用の 95%を起債（借入金）で充当することができる。また、その償還額の 70%を後年度に国が負担する制度。これまで、庁舎整備に充当するには、単価、面積等において上限があったが、平成 22 年度をもってこの制限が撤廃された。また、東日本大震災等の影響から、発行可能期間が合併年度とそれに続く 10 年間から、同 15 年間に延長された。